生駒市保護樹木等補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、生駒市保護樹木等指定要綱（平成２５年６月１０日施行。以下「指定要綱」という。）第２条第１項の規定により指定された保護樹木等の保護及び育成を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

２　補助金の交付に関しては、生駒市補助金等交付規則（平成２０年１０月生駒市規則第１９号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付対象者等）

第２条　補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、指定要綱第２条第３項の規定による保護樹木等を所有し、又は管理する者とする。

（補助対象経費）

第３条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。)は、保護樹木等の維持管理に要する経費のうち、別表で定めるものとする。

（補助金の交付額）

第４条　補助金の交付額は、次に掲げるとおりとする。

(1)　保護樹木　補助対象経費の額に２分の１を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、２０，０００円を限度とする。

(2)　保護樹林　補助対象経費の額に２分の１を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、５０，０００円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、保護樹木等補助金交付申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。ただし、同一年度において１回を限度とする。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)　保護樹木等の維持管理に係る計画及び補助対象経費予算書

(2)　その他市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、保護樹木等補助金交付決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

２　前項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、通知を受けた日の属する年度内に維持管理作業を完了しなければならない。

（実績報告等）

第７条　補助金規則第１２条第１項に規定する実績報告書は、保護樹木等維持管理実績報告書（様式第３号）によるものとする。

２　前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)　保護樹木等の維持管理に係る補助対象経費決算書

(2)　領収書及び契約書の写し

(3)　維持管理作業の状況がわかる写真

(4)　その他市長が必要と認める書類

３　実績報告書は、交付の決定を受けた日の属する年度の３月中に提出するものとする。

（額の確定等）

第８条　補助金交付規則第１３条の規定による額の確定の通知は、保護樹木等補助金額の確定通知書（様式第４号）によるものとする。

（交付決定の取消し）

第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第６条第１項の規定による交付の決定を取り消すことができる。

(1)　交付決定者から保護樹木等補助金交付申請取下願（様式第５号）の提出があったとき

(2)　完了予定日の属する年度内に維持管理作業が完了しないとき

(3)　他の法令等及び民間団体等による助成等を受けている又は受けることになったことが判明したとき

２　市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、保護樹木等補助金交付決定取消通知書（様式第６号）により、補助決定者に通知するものとする。

（施行の細目）

第１０条　この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２５年６月１０日から施行し、平成２８年３月３１日限りその効力を失う。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行し、平成３１年３月３１日限りその効力を失う。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行し、平成３４年３月３１日限りその効力を失う。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行し、令和７年３月３１日限りその効力を失う。

別表（第３条関係）

補助対象経費
業務委託料 処分費 燃料費 消耗品費 その他市長が適当と認める経費